



電気用品安全法(特定電気用品適合性検査)

適合性検査手数料に係る積算根拠

2019年6月15日

適合性検査手数料は、1) 製品試験料、2) 工場検査料、3) 工場検査等の出張に係る料金、4) 証明書の発行手数料に分けて定め、それらを合算して算出する。

1) 製品試験料

以下の安全基準評価費用と雑音基準評価費用の加算として算出する。

a. 安全基準評価費用

直流電源装置 (ACアダプター:SWトランス*):	470,000 円
磁気治療器:	470,000 円
電撃殺虫器:	470,000 円
電気浴器用電源装置:	470,000 円

b. 雑音基準評価費用

直流電源装置 (ACアダプター:SWトランス*):	80,000 円
磁気治療器:	80,000 円
電撃殺虫器:	80,000 円
電気浴器用電源装置:	80,000 円

SWトランス*: 電圧変換の手段として半導体スイッチ素子のオン・オフ時間比率を用いた電源装置

2) 工場検査料

100,000 円(特定電気用品を製造する工場毎)

3) 工場検査等の出張に係る料金

移動日に対する費用(検査日を除く一日あたり): 50,000 円

出張に係る費用のうち、交通費、宿泊費に関する費用については、当機関規定に基づき実費請求する。

4) 証明書の発行手数料

適合性検査証明書/適合性同等検査合格書の発行手数料: 30,000 円

適合性検査証明書副本/適合性同等検査合格書副本の交付手数料: 5,000 円(1通)

* 上記手数料は、標準的な機能(回路構成)/部品点数の製品サンプルに、別表第 8/別表第 10 (旧 省令第 1 項)を適用した場合の金額を示している。別表第 12 (旧 省令第 2 項)を適用する場合、機能の種類や部品点数が標準的なサンプルより多い場合などは、別途手数料を算出する。